

## ○東北大学学友会会則

改正 平成10年7月15日

平成13年6月12日

平成14年7月1日

平成15年6月25日

平成16年7月28日

平成17年7月14日

平成18年7月27日

平成20年7月25日

平成22年6月15日学友会全学協議会承認

平成23年8月4日学友会全学協議会承認

平成24年7月26日学友会全学協議会承認

平成26年7月24日学友会全学協議会承認

平成30年7月18日学友会全学協議会承認

令和2年2月28日学友会全学協議会

### 第1章 総則

第1条 本会は、東北大学学友会と称する。

第2条 本会は、会員の相互錬磨によって文化の向上、体育の増進並びに生活の改善を図り、本学学風の振興に資することを目的とする。

第3条 本会の主たる事務所は、宮城県仙台市青葉区川内41番地に置く。

第4条 本会は、本学学生、役員（非常勤理事及び非常勤監事を除く。以下同じ。）及び職員（国立大学法人東北大学職員就業規則第2条及び第3条第2項各号に定める者をいう。以下同じ。）をもって組織する。

第5条 本会に、総務部、文化部、体育部及び報道部（以下「各部」という。）を置く。

### 第2章 役員

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、各部の部長各1名、理事若干名、職員委員若干名、学生委員若干名、会計監査委員2名、幹事若干名

第7条 会長は総長とし、本会を掌握して会務を統括する。

2 副会長は会長の指名する理事（国立大学法人東北大学組織運営規程（以下「規程」という。）

第4条に定める者をいう。）、総務部長、文化部長及び体育部長をもって充て、会長を補佐する。

3 副会長のうち、会長の指名する理事は、副会長を代表し、本会の運営に関する業務について総合調整し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。

第8条 各部（総務部を除く。）の部長は、それぞれの部から推薦された教授をもって充て、会長が委嘱する。

2 総務部長は、会長の指名する副理事又は総長特別補佐（規程第12条又は第13条に定める者をいう。）をもって充てる。

3 部長は、会長を補佐して、それぞれその部を掌握する。

第9条 理事は、教育・学生支援部長、教育・学生支援部の学務課長、学生支援課長及び学生支援課長補佐をもって充てる。

2 理事は、各部の運営について、指導助言する。

第10条 職員委員は、各学部、各独立研究科及び各研究所から選出された職員各1名をもって充て、会長が委嘱する。

2 学生委員は、学生の互選によって選出された学生をもって充て、会長が委嘱する。ただし、各学部及び各独立研究科はそれぞれ1名とし、各部（総務部を除く。）はそれぞれ3名とする。

3 各部（総務部を除く。）の学生委員は、部の庶務及び会計の事務に当たる。

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第11条 会計監査委員は、監査室長及び各部（総務部を除く。）の学生委員の互選により選出された者各1名をもって充てる。

2 会計監査委員は、本会の会計監査に当たる。

第12条 幹事は、教育・学生支援部学生支援課の支援企画係長及び活動支援係長をもって充てる。

2 幹事は、各部の運営を援助し、総務部の事務に当たる。

### 第3章 組織

第13条 本会に、全学協議会を置く。

2 全学協議会は、会長、副会長、各部の部長・副部長、理事、職員委員及び学生委員をもって構成する。

3 会長は、全学協議会を招集し、その議長となる。

4 全学協議会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 本会の組織運営、将来構想等に関する事項
- (2) 一般的企画及び連絡に関する事項
- (3) 会則及び細則の改正に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) その他の必要な事項

5 全学協議会は、構成員の3分の2以上の出席（委任状によるものを含む。）をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって成立する。

第14条 本会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、副会長（会長の指名する理事を除く。）、理事（学生支援課長）1名並びに文化部及び体育部の学生委員若干名をもって構成する。

3 総務部長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 本会の組織運営、将来構想等に関する事項
- (2) その他本会の運営等に関する事項

第15条 本会に、広報委員会を置く。

2 広報委員会は、副会長（総務部長）、理事（学生支援課長、同課長補佐）、文化部長、体育部

長及び各部（総務部を除く。）から推薦された学生各若干名をもって構成する。

3 副会長（総務部長）は、広報委員会を招集し、その議長となる。

4 広報委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本会の活動、運営状況等の広報に関する事項
- (2) 前号に係る広報紙等の編集及び発行に関する事項
- (3) その他本会の広報に関する事項

第16条 各部は、本会の目的を全学的に達成するために必要な事業を行う。

2 総務部は、一般的企画及び各部の連絡調整並びに学友会全体の庶務及び会計に関することを行う。

3 文化部は、文化の交流並びに向上に資する事業及び施設に関することを行う。

4 体育部は、体育の振興と発展に資する事業及び施設に関することを行う。

5 報道部は、新聞、広報誌等を発行して本会の報道機関となる。

6 各部は、必要に応じて、それぞれ数部に分けることができる。

第17条 各部の規則は、別にこれを定める。

2 前項の規定は、全学協議会の承認を経るものとする。

#### 第4章 会計

第18条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第20条 本会の前年度決算は、4月30日までに終了する。

第21条 本会の会計事務は、本学学生支援課に委嘱する。

#### 附 則

この会則は、平成10年7月15日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成13年6月12日から施行し、改正後の東北大学学友会会則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

#### 附 則

この会則は、平成14年7月1日から施行し、改正後の東北大学学友会会則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

#### 附 則

この会則は、平成15年6月25日から施行し、改正後の東北大学学友会会則第11条第1項の規定は、平成14年11月6日から、第10条の規定は、平成15年4月1日から適用する。

#### 附 則

この会則は、平成16年7月28日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成17年7月14日から施行する。

#### 附 則（平成18年7月27日改正）

この会則は、平成18年7月27日から施行する。

附 則（平成20年7月25日改正）

この会則は、平成20年7月25日から施行し、改正後の第12条第1項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月15日改正）

この会則は、平成22年6月15日から施行する。

附 則（平成23年8月4日改正）

この会則は、平成23年8月4日から施行する。

附 則（平成24年7月26日改正）

この会則は、平成24年7月26日から施行する。

附 則（平成26年7月24日改正）

この会則は、平成26年7月24日から施行する。

附 則（平成30年7月18日改正）

この会則は、平成30年7月18日から施行し、改正後の第8条第2項並びに第10条第1項及び第2項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年2月28日改正）

この会則は、令和2年4月1日から施行する。